

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【公開番号】特開2016-86973(P2016-86973A)

【公開日】平成28年5月23日(2016.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-031

【出願番号】特願2014-222835(P2014-222835)

【国際特許分類】

A 6 1 F 5/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 5/02 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月22日(2016.11.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

頸関節の脱臼を防ぐために装着する頸関節脱臼防止具であって、
伸縮可能な素材からなりオトガイの形状に沿って接触する頸受部と、
伸縮可能な素材からなり該頸受部から上方に向かって頬に沿うように両側に延在し開口
を制限する方向に該頸受部を引き上げる牽引部と、
該牽引部が該下顎を引き上げる牽引力を頭部全体で支える頭部包囲部とを備え、
前記牽引部は、前記頭部包囲部に連結されている第1牽引部と、該頸受部に対する牽引力
が変更できるように該頭部包囲部に係留可能とされている第2牽引部とからなることを
特徴とする頸関節脱臼防止具。

【請求項2】

前記頭部包囲部は頭部全体を覆っている請求項1に記載の頸関節脱臼防止具。

【請求項3】

頸関節の脱臼を防ぐために装着する頸関節脱臼防止具であって、
伸縮可能な素材からなりオトガイの形状に沿って接触する頸受部と、
伸縮可能な素材からなり該頸受部から上方に向かって頬に沿うように両側に延在し開口
を制限する方向に該頸受部を引き上げる牽引部と、
該牽引部が該下顎を引き上げる牽引力を頭部全体で支える頭部包囲部とを備え、
前記頭部包囲部は頭部全体を覆っており、該頭部包囲部、前記牽引部及び前記頸受部は
単一の素材から構成された一枚の部材によって構成されていることを特徴とする頸関節脱
臼防止具。

【請求項4】

前記頸受け部が下顎を引き上げる牽引力は250g重以上3000g重以下である請求
項1乃至3のいずれか1項に記載の頸関節脱臼防止具。

【請求項5】

前記頭部包囲部に接合され頭部の周縁を締め付ける頭部締付具が設けられている請求項
1乃至4のいずれか1項に記載の頸関節脱臼防止具。

【請求項6】

前記頸受部は多層構造をなし、装着時に下顎に接触する部分は皮膚への局所の圧迫を避
けることができる程度の柔らかさの第1弾性体層からなり、装着時に下顎に接触しない部

分には第1弾性体層よりも固い素材からなる第2弾性体層が設けられている請求項1乃至5のいずれか1項に記載の顎関節脱臼防止具。

【請求項7】

前記牽牽引部には装着時における下顎の牽引力が所定の値となるように調整できる調整機構が設けられている請求項1乃至6のいずれか1項に記載の顎関節脱臼防止具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

顎受部2は、前述した2層からなる素材が2枚重ねとなっており、装着者のオトガイの形状に整合し、外側に縫い目がくるように立体縫製（すなわち、オトガイを包む形状となるように）されていて、縫製糸が装着者の皮膚に当たらないようになっている。また、オトガイの皮膚に接する面に、摩擦抵抗の大きい素材を接着したり、表面加工による滑り止めを形成させたりすることが好ましい。2枚重ねの顎受部2における内側の素材は上方に連続して第1牽引部3aが両頬に沿って延在しており、牽引部3aの上端は頭部包囲部4の下端に縫い付けられている。また、顎受部2の外側の素材は上方に連続して第2牽引部3bが延在しており、第2牽引部3bは両頬に沿って上方に延在し、面ファスナー5によって固定位置自在に頭部包囲部4bに固定されている。面ファスナー5には固定位置を確認するための目盛5aが刻まれている。また、顎受部2の下端には牽引力測定用のバネ秤を引っ掛けるためのリング6が取り付けられている。なお、バネ秤の替りに、吊り秤やコードセルを用いた電子式秤等を用いてもよい。